

個人及び法人が社会福祉法人に寄付した場合

- 1 寄付をした個人は確定申告によって次の限度内で所得税法上の寄付金控除が受けられます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{寄付金額とその年分の所得金額（総所得金額、} \\ \text{退職所得金額及び山林所得金額の合計額）の} \\ \text{40\%のいずれか低い方の金額} \end{array} \right) - (2,000\text{円})$$

仮に、その年分の所得が200万円の人で25万円を社会福祉法人に寄付した人は24万8千円の寄付金控除が受けられます。

- 2 寄付をした法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入ができます。

- (1) 一般損金算入限度額（法人税法第37条第3項該当）

$$\left(\begin{array}{l} \text{資本等の金額} \times \frac{2.5}{1000} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \\ \text{+当該事業年度の所得金額} \times \frac{2.5}{100} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$$

上記の一般損金算入限度額は社会福祉事業をふくめ、あらゆる寄付金について損金算入が認められている限度額です。

- (2) 社会福祉法人等に対する寄付金の特別損金算入限度額（法人税法第37条第4項第3号該当）

$$\left(\begin{array}{l} \text{資本等の金額} \times \frac{2.5}{1000} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \\ \text{+当該事業年度の所得金額} \times \frac{5.0}{100} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$$

社会福祉法人、学校法人及び試験研究法人等に対する寄付金は、その合計額について、上記(1)の一般損金算入限度額のほかに、これと同額を別枠で損金算入することができます。この場合には確定申告書に法人税法第37条第4項第3号の規定による損金算入を行った旨を記載した法人税法施行規則別表第14の「寄付金の損金算入、試験研究法人等に対する寄付金及び指定寄付金に関する明細書」（用紙は税務署にあります。）を添付してください。

- 3 上記(1)と(2)の限度額は併用することができます。したがって、仮に資本金10億円、当該事業年度の所得3億円の1年決算の会社が社会福祉法人のみに寄付した場合は(1)の限度額は500万円、(2)の限度額は875万円ですから、合計1,375万円までの寄付金について損金算入をすることができます。

なお、法人は会計経理において必ず損金経理を実施してください。

- 4 上記の措置を受けるため確定申告に際して、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保存ください。